



「あなたはなぜ、お薬を飲むのですか？」

お久しぶりです。大間病院に赴任して約半年になります、武田です。今回は題名の通り、なぜお薬を飲むのか、再度考えていただくためのお話です。

なぜお薬を飲まなければいけないかご存知でしょうか？ お薬は高い買い物ですし、症状のない高血圧などに関しては効果の実感はありませんし、強制されているわけでもないです。

実は、お薬で『治癒する』病気はほとんどないと思ってください。肺炎や膀胱炎など、感染症はもちろん『治癒』することはありますが、高血圧や糖尿病など多くの慢性的な病気は、あくまでも症状や合併症を未然に防ぐための治療です。

つまり、お薬を飲む理由は大きく分けて①治癒するため、②有効な治療法のない病気の症状を和らげるため、③将来起こる可能性が高い病気を予防するため、の3つだけです。それ以外の「飲んでいるとなんとなく楽だから」や、「飲まない心配だから」といった理由は、お薬を飲む理由になりません。なぜなら、そのための効果が証明されていないからです。効果が曖昧なお薬を飲んでいると、いつか必ず、副作用や飲み合わせで困ることになります。

もし、現在お薬を飲んでいる方がこれを読まれていれば、今、お薬を取り出してください。その一つひとつを見て、なぜ飲んでいるか思い出してください。血圧を下げるため、コレステロールを下げるため、それとも脚のしびれをとるためですか？ 10年前から飲んでいる、あのお薬はなぜ飲んでいるのですか？ 共通して言えるのは、『将来、家族みんな健康で暮らしていきたい』から飲んでいる方が多いのではないのでしょうか？ その目標が達成できているか、今度相談するのも良いでしょう。

病院はカルテの保存義務は5年と決まっており、それ以前の物は破棄されてしまいます。最初に処方した病院や医師はもういないかもしれません。よって、自分の健康は自分で守る意識が大事になります。どのお薬を、どのような目的で飲んでいるのか自分で管理しなければいけません。

最後にお願いしたいのですが、お薬を飲む者の責任として、お薬の名前を覚えてください。覚えられない方はお薬手帳を持ち歩いてください。効果のあるお薬を探すため、大間病院でも努力しますので。

住民福祉課から

平成26年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、平成26年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭内において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育を行う施設です。

入所の基準は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができない場合であって、かつ同居の親族その他の方が保育できないと認められる場合です。

- ①居宅外労働.....家庭外で仕事を主にしていること。
- ②居宅内労働.....家庭内で日常の家事以外の仕事を主にしていること。
- ③妊娠中又は出産.....妊娠中であるかまたは出産後間もないこと。
- ④疾病など.....病気にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障害をもっていること。
- ⑤常時介護.....長期にわたり病気の状態にあるか、または精神・身体に障害を持っている同居の家族を常時介護していること。
- ⑥災害復旧.....震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

※なお、0歳児（6ヶ月児以上）保育の場合は、定員を3名としています。

■受付期間

12月2日(月)から12月25日(水)まで

■受付場所 役場住民福祉課

※「保育所入所申込書」は、役場住民福祉課及び佐井村保育所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、小学校就学始期に達するまで入所を希望される方は、入所申込書は必要ありませんが、就労証明書（自営業の方は、第三者の証明または民生委員からの状況確認報告書が必要）児童家庭調書が必要となります。12月中旬に役場から郵送しますので、必ず期間内に提出してください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：田中